

■さいたま市PTA協議会 個人情報取扱規程

改正前	改正後	備考
<p>(利用目的による制限)</p> <p>第8条 管理者・取扱者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>(第三者提供の制限)</p> <p>第11条 個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。</p> <p>(1) 法令に基づく場合</p> <p>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合</p> <p>(3) 公衆衛生の向上又は児童生徒の健全育成の推進に必要な場合</p> <p>(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合</p>	<p>(周知)</p> <p><u>第7条 個人情報取扱いについては、総会資料や広報紙等適切な方法により会員に周知する</u> ※以降条数繰り下げ</p> <p>(利用目的による制限)</p> <p>第9条 管理者・取扱者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>(第三者提供の制限)</p> <p>第12条 個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。</p> <p>(1) 法令に基づく場合</p> <p>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合</p> <p>(3) 公衆衛生の向上又は児童生徒の健全育成の推進に必要な場合</p> <p>(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合</p> <p><u>2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については第三者に該当しないものとする。</u></p> <p><u>(1) PTAが利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合</u></p> <p><u>(2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合で、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</u></p>	<p>より条文に近い内容にするため追加</p> <p>より条文に近い内容にするため追加</p>

<p>第12条 個人情報を第三者に提供したときは、次に掲げる事項について記録を作成し、保存する。</p> <p>(1) 第三者の氏名 (2) 提供する対象者の氏名 (3) 提供する情報の項目 (4) 提供する対象者の同意に関する事項</p> <p>(第三者提供を受ける際の確認等)</p> <p>第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。</p> <p>(1) 第三者の氏名 (2) 第三者が個人情報を取得した経緯 (3) 提供を受ける対象者の氏名 (4) 提供を受ける情報の項目 (5) 対象者の同意に関する事項（事業者でない個人から提供を受ける場合を除く）</p> <p>附則 本規程は、平成30年6月16日より施行する。</p>	<p><u>3 PTAは、前項第2号に規定する、利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。</u></p> <p>(第三者提供に係る記録の作成等)</p> <p>第13条 個人情報を第三者(第12条第1項(1)から(4)の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く)に提供したときは、次に掲げる事項について記録を作成し、保存する。</p> <p>(1) 第三者の氏名 (2) 提供する対象者の氏名 (3) 提供する情報の項目 (4) 提供する対象者の同意に関する事項</p> <p>(第三者提供を受ける際の確認等)</p> <p>第14条 第三者(第12条第1項(1)から(4)の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。</p> <p>(1) 第三者の氏名 (2) 第三者が個人情報を取得した経緯 (3) 提供を受ける対象者の氏名 (4) 提供を受ける情報の項目 (5) 対象者の同意に関する事項（事業者でない個人から提供を受ける場合を除く）</p> <p>附則 <u>1 本規程は、平成30年6月16日より施行する。</u> <u>2 本規程は、令和6年3月27日から一部改正施行する。</u></p>	<p>より条文に近い内容にするため追加</p> <p>より条文に近い内容にするため追加</p> <p>改正施行日追加</p>
--	--	--